

川崎区 保育・子育て総合支援センターの取組について

こども未来局保育事業部

これまで別々の場所で運営してきた公立保育所（センター園）・地域子育て支援センター・区保育総合支援担当が一体となり、地域における「保育と子育ての拠点」を目指し、令和元年9月17日に川崎区に保育・子育て総合支援センターを開設しました。開設後の主な取組について報告いたします。

1 地域における子育て支援の取組

(1) 地域子育て支援拠点事業

年齢別利用者数（人） 令和年度

月	プレ0歳	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	子	大人	総数
4	0	155	48	51	9	1	1	265	249	514
5	4	178	74	36	8	8	1	309	281	590
6	1	217	74	31	4	17	2	347	346	793
7	7	270	64	31	8	19	1	337	310	647
8	2	166	47	30	9	3	0	257	236	493
9	50	242	87	76	37	25	3	520	464	974
10	89	364	129	136	56	29	13	728	816	1,544
11	121	323	107	98	54	27	7	737	659	1,396
12	118	283	99	62	33	25	8	560	628	1,186
1	106	261	94	71	36	19	5	592	505	1,097
2	115	272	94	74	51	19	12	637	568	1,205
3	59	66	27	2	12	3	3	172	151	323

令和2年度

4	0	9	3	3	1	1	0	17	15	32
5	新型コロナウイルス感染拡大防止のため運営自粛									
6	0	101	84	70	4	7	3	269	225	494
7	6	148	97	70	6	4	7	332	313	645

新規登録者数（こども人数）

	プレ0歳	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	14	14	8	9	2	1	0	48
10	23	33	24	11	5	5	1	102
11	14	22	13	4	5	4	0	62
12	16	16	6	3	3	0	2	46
1	6	12	4	8	1	1	0	32
2	11	10	8	6	2	2	0	39
3	5	1	0	2	0	0	0	8
4	0	0	0	0	0	0	0	0
5	新型コロナウイルス感染拡大防止のため運営自粛により新規登録なし							
6	0	13	5	2	1	0	0	21
7	3	20	2	1	0	0	0	26

※4月実施日数20日うち13日は新型コロナウイルスの予防のため開所しなかった。  
 ※5月は新型コロナウイルスの予防のため開所しなかった。  
 ※6月より1日10組×4回と利用上限人数を決めた上で運営を行っている。

- ・移転前（令和元年度9月12日まで）は仮設での運営であったため利用者数は少なかった。
- ・新規登録者のうち1か月児～5か月児が約1/3を占めており、子育てのスタート時期における孤立感や孤独感等の不安を軽減できるよう、常駐する専門職による声かけを積極的に行っている。
- ・地域子育て支援センターの利用だけでなく、紹介や保育士の見立てにより、一時預かりや体験保育、園庭開放を利用者する方も増えている。利用者からも「ここで様々な経験ができる」「一時預かりと地域子育て支援センターが一緒にあり利用しやすい」等の声がある。

新規 (2) 土曜開所利用者数 (人) (10月より月1回実施) 9:30~15:30 ※2月は12:15~15:30

	プレ0歳	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	子計	大人計	合計	子どもの人数
10/19	5	12	7	6	8	1	2	41	34	75	
11/30	16	20	10	11	13	0	3	63	56	119	
12/14	9	17	12	8	9	0	0	52	53	105	
1/18	4	7	3	2	2	3	0	21	23	44	
2/22	2	8	3	3	9	5	1	31	23	54	
3/14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4月~6月 新型コロナウイルス感染拡大防止のため土曜開所実施せず											
7月	0	8	6	1	0	0	0	15	18	33	7月より人数を制限し、予約制で再開

- ・大人の来所者数のうち、父親が約3分の1あり、家族での利用、普段来られない父親と一緒に遊びに来ることが出来る機会となり、父親の子育て参加に対する意識の向上にもつながっている。イベントだけではなく、土曜日に場を開放することの意義が大きい。
- ・土曜日開所は地域親子の居場所となるメリットが大きく、民間の地域子育て支援センターは土曜に開所していないことから、公立の役割として継続実施し、ニーズを踏まえ実施回数を検討していく。

(3) 相談事業 (件)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
保育士	47	35	35	36	20	24	39	31	31	15	60	19	2	13	81
栄養士	13	12	9	4	10	15	22	12	18	2	11	6	0	7	15
看護師	6	6	10	4	3	10	5	5	3	3	7	0	0	3	5

- ・地域子育て支援センターと事務室が隣接していることで、事務室に常駐している保育士・栄養士・看護師がタイムリーに対応できるようになった。回数に大きな変化はないが、気軽に声かけることが可能となり、相談に至る前の支援が強化された。
- ・緊急事態宣言下及び登園自粛において電話とメールによる相談事業を開始した。

新規 (4) 絵本貸出事業

緊急事態宣言下及び登園自粛において家庭で子育てしている親子への支援として、地域子育て支援センターと区役所窓口にて絵本貸出と手づくりおもちゃキット配布を開始した。(5月12日開始)

<年齢別利用者数>

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	利用総数
5月	3人	10人	4人	2人	4人	1人	24人
6月	5人	5人	14人	5人	1人	1人	31人
7月	7人	6人	12人	0人	2人	2人	31人

<申込方法>

マルチフォーム	電話	直接
2	4	14
4	0	27
5	0	26

<(参考) ブランチ園での利用者数>①藤崎保育園

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	利用総数
5月	0人	4人	0人	0人	0人	0人	4人
6月	1人	5人	3人	5人	0人	0人	14人
7月	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

②東小田保育園

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	利用総数
5月	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
6月	2人	0人	0人	0人	0人	0人	2人
7月	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

## 2 民間保育所等との連携・公民人材育成の取組

保育・子育て総合支援センターの開設により、施設全体を活用した民間保育所との連携・公民保育所の人材育成に向けて、実践的な研修や場の活用等により、効果的に行うことが出来るようになった。

### (1) 実践フィールドを生かした事業の実施(保育園と研修の場が一体となった取組例)

#### ① 公民保育所連携会議 + 公開保育

公民保育所職員が一同に会して行ってきた連携会議では、会議を通じた学び合いの場ともなっている。保育・子育て総合支援センターの開設により、会議に加えテーマに合わせた保育を公開して見学し、保育実践を踏まえた討議を会議内で行うことで、実践と机上の学びが生きたものとなった。年長児担当者会議、発達相談支援コーディネーター連携会議は公開保育と組み合わせて実施した。

#### (実施効果)

- ・昼食時間を挟んで開催し、参加者が交流しながら親睦を深め、お互いが顔見知りになるきっかけとなり、午後の会議の活発な意見交換につながった。
- ・大島保育園の担当保育士が会議にも参加し、保育の意図やねらいなどを伝え、参加者へのアドバイスをすることで、保育場面を捉えた具体的手立てを伝えることができた。
- ・実際の保育を見る事で保育士の声のトーンや言葉づかいの配慮、環境設定やコーナー遊びの作り方など、すぐに実践できる学びとなった。

#### ② 午睡時間に研修室を活用したミニ講座(1回45分～60分)

会議や研修の参加が難しい施設へのアプローチとして出前講座を行っているが、研修は長時間になると参加しづらい施設もあることから、午睡時間に研修室を活用したミニ講座を実施した。

#### (実施効果)

- ・場の活用だけでなく、公立保育園の職員が講師(実践者)となることで、現場の抱える悩みに応える形でのテーマを設定することができた。
- ・午睡時間を活用した短時間の実施により、「保育体制に負担がかからず(自転車等で)気軽に来れる」という声も多く、参加しやすさを重視した効果があった。

#### ③ 看護師連携会議+専門実技研修

連携会議と専門研修等をあわせて実施することでスキルアップを図った。

#### (実施効果)

- ・研修で作成した健康教育教材を使った園児への実践を見学し、教材の具体的な使い方や導入方法などを具体的に学び、効果的な内容となった。
- ・実践では、看護師だけでなく保育士・栄養士との専門性を生かした多職種連携の効果を伝えることができた。

#### ④ 園内研修+公開研修

これまで保育園で実施してきた園内研修(アクションカードを使った危機管理研修)を公開し実施した。(18時～20時)

(実施効果)

- ・園内研修をそのまま公開することで効率的・効果的に実施できた。
- ・研修室を使用することで、各園からの多くの参加者を受入れることができた。

(2) 施設有効活用による保育交流

園庭を持たない民間保育所等も多くあることから、屋上園庭、園庭を活用して園児が安全に遊ぶ場を提供している。場の自由開放だけでなく、近隣園同士の交流及び在園児との保育交流を行うことで保育士の学び合いの場として施設の活用を行った。(開所～2月)

(実施効果)

- ・屋上園庭は安全に遊べる場として近隣園が来園し活用している。(4園が複数回利用)
- ・近隣園での交流を兼ねた消火器訓練を実施し(3園が参加)、園児と職員の交流にもつながることができた。体制上職員の参加が難しい施設にとって、子どもと一緒に来られることは有効であった。\*現在はコロナウイルス感染症の影響で交流を自粛している。

(3) 新規開設園への支援

令和2年度に新規に開設する民間保育所に対して、新規開設園支援メニューとスケジュールを作成、エリア担当がコーディネートし、必要な資料の提供や説明、連携会議・公開保育・研修への参加や実習参加等、開設前支援を実施した。

<令和元年11月～ 実施例>

支援メニュー	実施内容
入園までの手順	利用調整から入園までの手順の説明後、入園前健康診断や健康管理委員会の対応については実際に大島保育園で視察してもらった。また、健診会場の事前確認を行い、健診日は保育・子育て総合支援センター職員が設定や手順確認を行うことでスムーズな実施につながった。
各種マニュアルと活用した保育内容の説明	健康管理マニュアル、保育の質ガイドブック、保育園給食手引き等を使用し、立案から実施までの具体的な進め方や対応について、事業者及び園長予定者に開園前数回に渡り説明を行った。また、開園後に定期訪問を継続し、運営開始を支援した。(開設後2か月は週1回程度訪問又は連絡を行い相談に応じた)
各種会議・研修案内	保育・子育て総合支援センターで実施する研修へ案内し、開設前に連携会議等に参加することで学びを深めるだけでなく、同地域の保育所との連携につなげた。看護師連携会議では新規開設予定園(認可)全園が出席し、入園前健診や保育説明会の資料作成、園医との連携等の各園の情報を事前に知らせることができ効果的であった。
見学・実習等	川崎認定から認可移行園や保育所運営が初めての園に実習を案内した。調理経験の無い新規採用予定の栄養士が参加し、保育園での実務実習の後に栄養士が個別研修を実施した。保育園と研修室の場を活用した効果的な実習となった。開設後も栄養士・保育士が調理状況の確認に行き継続支援を行った。

(実施効果)

開設前から関わりを持ち、開設に向けた相談や準備を支援することで、保育だけでなく運営や職員の人材育成、保護者対応など様々な相談ができる施設として開設後の更なる連携につながった。実践フィールドを活かした様々な取組により、見通しをもったスムーズな開設につながった。

#### (4) コロナ禍における研修方法の見直し

研修計画の方向性をもとに各種会議、連絡会、研修等の保育専門実技研修の You-Tube で配信（川崎市かわさき保子センちゃんねる）を開始した。アンケートをCMS又は紙面で送ってもらい、理解度や研修受講後の園内での振り返りについての把握につなげていく。

研修項目	内容
保育士実技研修	運動遊び（8月24日～配信中）
発達支援研修	他機関との連携について
発達支援研修	発達に関するミニ講座
発達支援研修	発達が気にかかる子どもへの関わり方
危機管理研修	川崎区の防災に関して
主任・園長補佐研修	主任の役割について

#### (5) 「新しい生活様式」に配慮した保育支援・新型コロナウイルス感染における連絡対応

- ・公立保育所の事例を基に、保育場面を捉えた対応をイラストや事例で分かりやすく説明した「新しい生活様式に配慮した保育事例集」及び「事例集追加情報」を作成し、各保育施設等に配布するとともに、各施設のコロナ禍における様々な相談に応じ、運営及び保育支援を行った。
- ・感染にかかわる情報について、各施設の連絡窓口となり関係部署（区役所・本庁）と連携し適切な対応と支援を行っている。

#### (6) 出張(出前)講座

会議や研修の参加が難しい施設への保育の質の向上に向けた取組では、訪問や相談対応などにより築いた関係から、施設の特性を考慮しながら、各施設の求めているものや、訪問により気づいた課題に対して施設に直接出向いて行う出張講座をセンター開設後も継続実施している。

- ・園児の午睡の時間や夕方や土曜日等、保育体制が調整しやすい時間や子どもの少ない時間を活用することで、施設の職員は大勢参加でき、学びを共有する機会となっている。
- ・講座の後にはエリア担当が引き続き様子を見に行くなど、継続した連携・支援を行うことで質の向上につなげている。
- ・特に認可外施設や認定こども園及び幼稚園は看護師・栄養士が不在の施設もあり、要望が増加している。

### 3 大島保育園の新たな機能

#### (1) 新規事業 「一時預かり事業」

令和元年11月1日より開始 定員：非定型的保育：5名 緊急・一時保育：5名

非定型的保育：保護者の就労、就学等の理由により利用する保育。原則として週3日まで。

緊急・一時保育：保護者の傷病、入院、子育て中のリフレッシュ等の理由により利用する保育。

原則として同一月内で連続14日以内。

#### ①登録人数

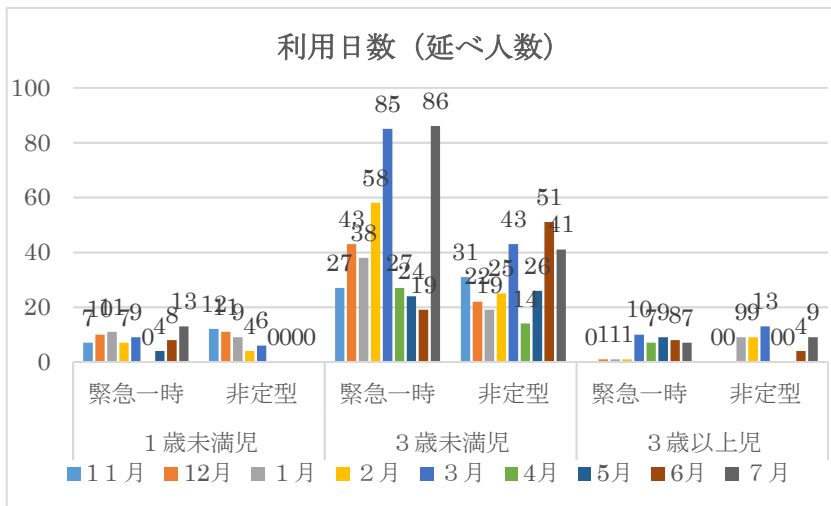
##### 緊急・一時保育

月	1歳未満	3歳児未満	3歳児以上	合計
9	7人	6人	1人	14人
10	6人	17人	1人	24人
11	4人	12人	0人	16人
12	4人	5人	1人	10人
1	3人	17人	3人	23人
2	4人	12人	0人	16人
3	0人	1人	2人	3人
4	0人	1人	0人	1人
5	2人	1人	0人	3人
6	3人	3人	0人	6人
7	5人	2人	0人	7人
計	38人	77人	8人	123人

##### 非定型的保育

月	1歳未満	3歳児未満	3歳児以上	合計
9	0人	1人	0人	1人
10	3人	3人	0人	6人
11	1人	3人	1人	5人
12	0人	0人	0人	0人
1	0人	0人	0人	0人
2	0人	1人	0人	1人
3	0人	0人	1人	1人
4	0人	0人	0人	0人
5	0人	0人	0人	0人
6	0人	0人	0人	0人
7	0人	2人	0人	2人
計	4人	10人	2人	16人

#### ②利用者日数・稼働率



#### 一時預かり事業稼働率

月	緊急・一時	非定型	全体
11	34%	43%	38%
12	54%	33%	43%
1	52%	38%	45%
2	73%	42%	57%
3	99%	59%	79%
4	32%	13%	22%
5	41%	28%	35%
6	77%	53%	65%
7	100%	47%	74%

- ・利用者は3歳未満児の緊急・一時保育が多い。
- ・緊急・一時の定数5名では十分に対応出来ない日も多く、非定型的保育枠が空いているときには、緊急一時を定員枠を超えて受入れている。

#### ③申請理由

登録時の申請理由（複数回答）

月	病気	出産	看護	介護	就労	リフレッシュ	その他
9~3	32 保健師9	6	2	2	28 保健師2	24 保健師11	25 保健師3
4~7	1	1			3	11 保健師7	5 保健師2

#### ④地区担当保健師その他関係機関との連携を含めたケース状況

- ・地区担当保健師による紹介は32ケースあったが、そのうち一時預かり利用につながったのは28ケースであった。(緊急・一時利用者の約20%が保健師連携による利用)
- ・その他、区児童家庭課や児童家庭支援センターや民間保育所からの紹介による利用もあった。

### (2) 産休明け保育

#### (取組状況)

- ・大島保育園はこれまで5か月からの受入れから、産休明け保育室等の設備を整備し、産休明け(生後43日目)からの受入れが行えるようにするとともに、必要な職員配置を行った。これにより、川崎区においては大師保育園の民営化により、公立保育所としてノウハウの蓄積が行えなくなっていたが、再び実施できるようになった。
- ・現時点では産休明け児の入所はないものの、4月1日時点で4か月になったばかりの低月齢児が2名入所しスムーズな受入れができた。受入れが産休明けからとなったことで保育所利用の需要の幅を広げた。

### (3) 医療的ケア保育

#### (実施可能なケアの種類)

たんの吸引(経鼻・経口、気管切開)

経管栄養(経鼻) 経ろう孔(胃ろう)

導尿(間欠導尿)

\*他に重篤な症状がなく主治医から集団での保育が可能と診断され、健康管理委員会で集団での保育が可能と判断された児童

#### (取組状況)

- ・平成29年度から各区1ヶ所で開始した医療的ケアが必要な児童の受入れについては、4年間の実績を踏まえ、公立保育所の事業として、ケアを安全に進めるための知識・経験を蓄積している。大島保育園では、現在導尿のケアが必要な児童の受入れを実施している。保育・総合支援センター及びブランチ園の看護師による応援体制を構築し、安全に配慮した受入れを行っている。
- ・保育・子育て総合支援センターでは専用室を設け、医療的ケアが必要な児童用と他の在園児用の2か所を設置し、1日2回の導尿を実施する際は専用室を使用し、プライバシーに配慮してケアを行っている。活動時間にケアが重ならないよう、設備を整えたことで体験保育等に医療的ケアを必要とするケースも専用室でケアを実施することが可能となった。